

# 税務・財務情報 第2808号

## 国税不服申立制度（納税者の権利に関する制度）が改正されます。

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

### 株式会社企業トータル財務プラン



税 理 士 法 人 トータル財務プラン  
行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン  
友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 国税不服申立制度（納税者の権利に関する制度）が改正されます。

## 1 はじめに

我が国の税法は、税務調査に関して調査の通知、調査理由の開示、時間、場所、代理人の選任、弁明手続き、苦情申し立て手続きなどは何ら法文化されていませんでした。また税務調査の違法性をめぐって多くの裁判例が出ても税務調査手続に関する規定が不備なことから原告納税者に不利なものがほとんどでした。

税務調査の事前通知なしの税務署員の突然の訪問（「任意調査」）、一方的に所得を算出し納税を強要する「推計課税」などです。頭ごなしに納税者を怒鳴りつける税務署員もいまだに存在します。人権無視の強制的税務行政を改めさせ、納税者の権利を守るために手続規定の整備がようやく始まりました。要するに無茶苦茶な税務調査は止めましょうという法律が整備されつつあるという事です。

## 2 改正の背景

税務調査においては、税務署と見解が異なるケースが数多くあります。納税者が納得すれば修正申告書を提出して終了になります。問題は納税者が納得できないし、税務署も納得できない場合です。お互い譲ることができない場合、最終的に税務署には“更正します。”と言ってきます。“文句があっても税務署サイドで勝手に課税します。”強権の発動です。

それでも納税者が納得できない場合は、更正処分を行った税務署等に対して異議申し立てと言う手段で抗議ができます。それも不調に終われば、次は国税不服審判所という審査機関の判断を待ちます。これを審査請求と呼びますが、結果は下記図表の通りです。戦っても戦っても勝率 10%です。圧倒的に納税者が負けています。

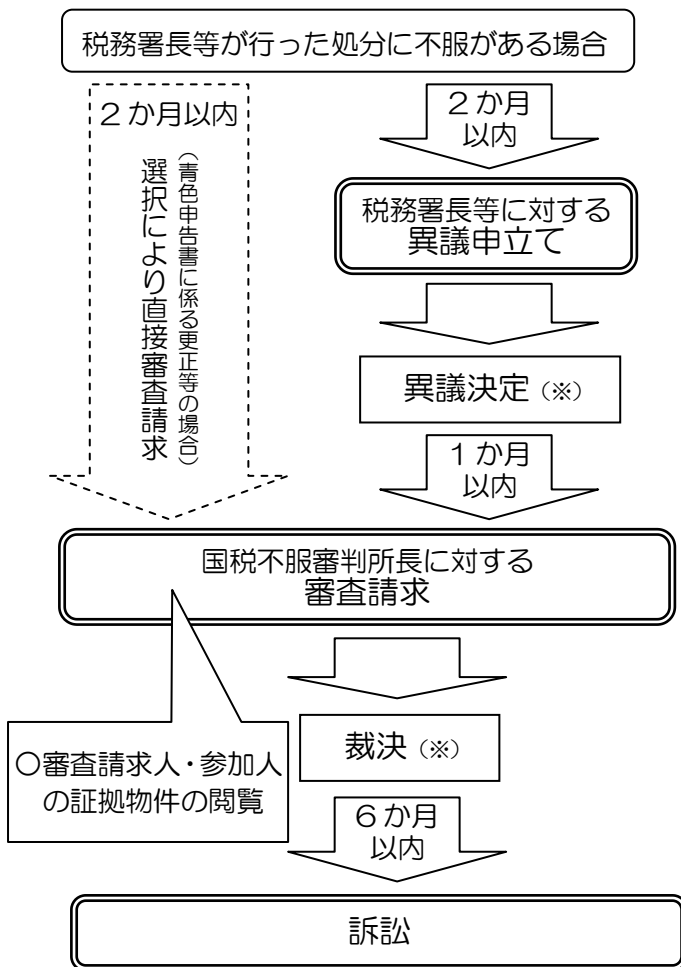
それでも納得できない納税者は、訴訟という司法の場に舞台が移ることになります。途方もない作業です

### 3 改正の概要

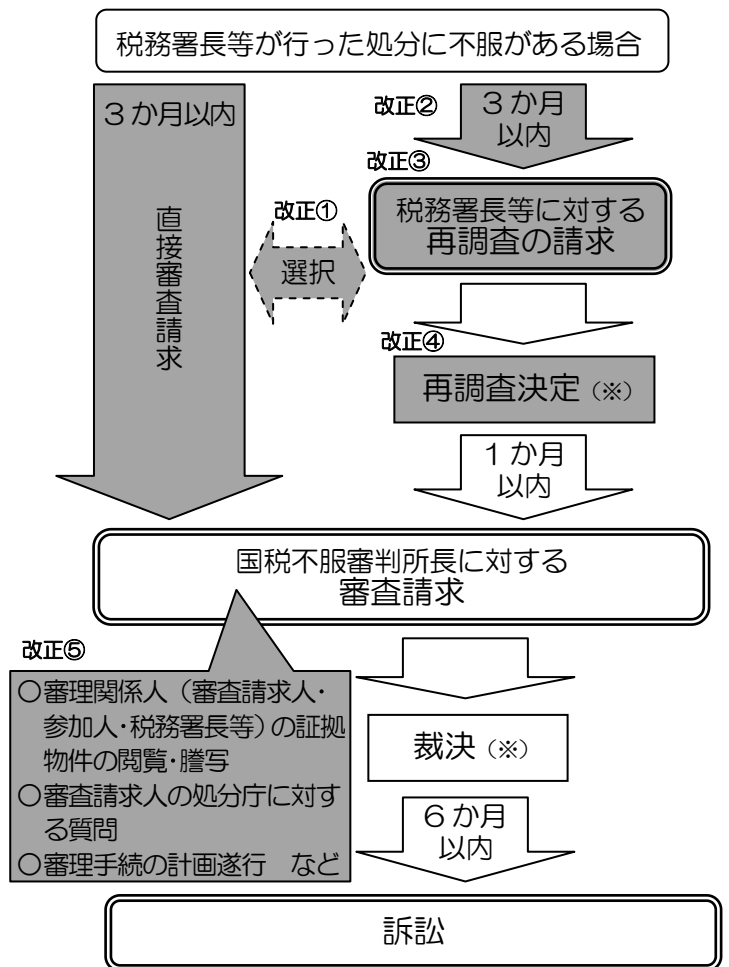
税務署に対する異議申立てという手続を経ず、税務署等の更正に対して直接国税不服審判所に審査請求することができるようになりました。いきなり審査請求する道の他に「再調査の請求」と言って実質的には従来通りの異議申立をする道も残されています。

改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立から適用されます。

【改正前】



【改正後】



(※) 税務署長等から3か月を経過しても再調査の請求（改正前：異議申立て）に係る決定がない場合や国税不服審判所長から3か月を経過しても審査請求に係る裁決がない場合には、それぞれ決定又は裁決を経ないで、審査請求又は訴訟をすることができます。

## 4 審査請求の処理件数

| 区分   | A    |      | B     |     |     | C     | (A+B)÷C |
|------|------|------|-------|-----|-----|-------|---------|
|      | 全部容認 | 一部容認 | 棄却    | 却下  | 取下げ | 計     | 認容割合    |
| 17年度 | 112  | 358  | 2,031 | 188 | 478 | 3,167 | 14.8%   |
| 18年度 | 91   | 270  | 1,882 | 329 | 373 | 2,945 | 12.3%   |
| 19年度 | 92   | 212  | 1,592 | 284 | 224 | 2,404 | 12.7%   |
| 20年度 | 159  | 256  | 1,847 | 268 | 284 | 2,814 | 14.7%   |
| 21年度 | 143  | 241  | 1,620 | 304 | 285 | 2,593 | 14.8%   |
| 22年度 | 153  | 326  | 2,289 | 640 | 309 | 3,717 | 12.9%   |
| 23年度 | 119  | 285  | 1,994 | 285 | 284 | 2,967 | 13.6%   |
| 24年度 | 150  | 301  | 2,482 | 381 | 304 | 3,618 | 12.5%   |
| 25年度 | 73   | 163  | 2,481 | 197 | 159 | 3,073 | 7.7%    |
| 26年度 | 117  | 122  | 2,388 | 165 | 188 | 2,980 | 8.0%    |

## 5 最後に

国税不服申立制度（納税者の権利に関する制度）は上記にありますように改正されました。納税者の権利についてようやく動き出した感があります。

国税不服審判所に直接に審査請求することができるようになったとはいえ、異議申し立てという作業が抜けるだけです。上記の図表が大きく納税者有利に変わる可能性は低いと思われます。セレモニーがひとつ無くなっただけだからです。本質は何ら変わっていません。

しかしながら、税務調査に赴く現場の税務署員は大きなプレッシャーを感じているのではないかと推察されます。怒鳴り散らす税務職員、事前通知なしの調査、無理な推定課税等々は少なくなっていくと思われます。違法性の可能性のある調査については、納税者の主張が通るケースも出てくるのではないかと考えられます。